

# 着信事業者が設定する音声接続料 の在り方について

2023年3月7日

NTTコミュニケーションズ株式会社

# ヒアリング項目

(1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

(2) その他音声接続料に関して見直すべき措置について

# 1. 当社における事業者間交渉の実態

非指定事業者間の接続料交渉推進に際して参照可能なガイドライン、方針

## ＜事業者間協議の円滑化に関するガイドライン（令和元年5月最終改定 総務省）＞

“当該水準の接続料を設定する理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。”

## ＜接続料に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（平成30年1月16日 総務省）＞

1. 金額については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

# 1. 当社における事業者間交渉の実態

## 実態①：接続料に係る算定根拠の相互開示が困難

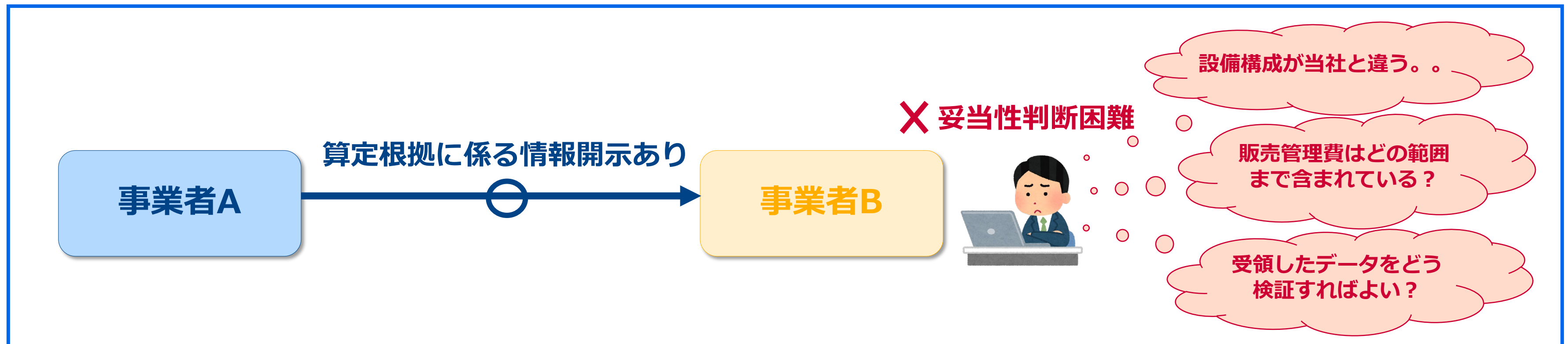
- NDA締結により第三者への開示は防げたとしても、競合事業者に対し自網のコストやトラフィック等の詳細情報を開示することは事業運営上困難
- 特に非指定事業者は、接続会計が整備されておらず、開示するための算定根拠作成には稼働・コストを要するため実務上対応が困難



# 1. 当社における事業者間交渉の実態

## 実態②：仮に相手方から算定根拠の開示を受けても妥当性の判断が困難

- 相手事業者網のコスト情報やトラフィック情報を受領したとして、開示された情報は指定事業者のように第三者のチェックもないため相手方接続料の算定根拠として妥当性の判断が困難
- 例えば、間接コスト配賦基準など各社独自の考えが含まれる場合、その考え方が妥当かどうか判断が困難



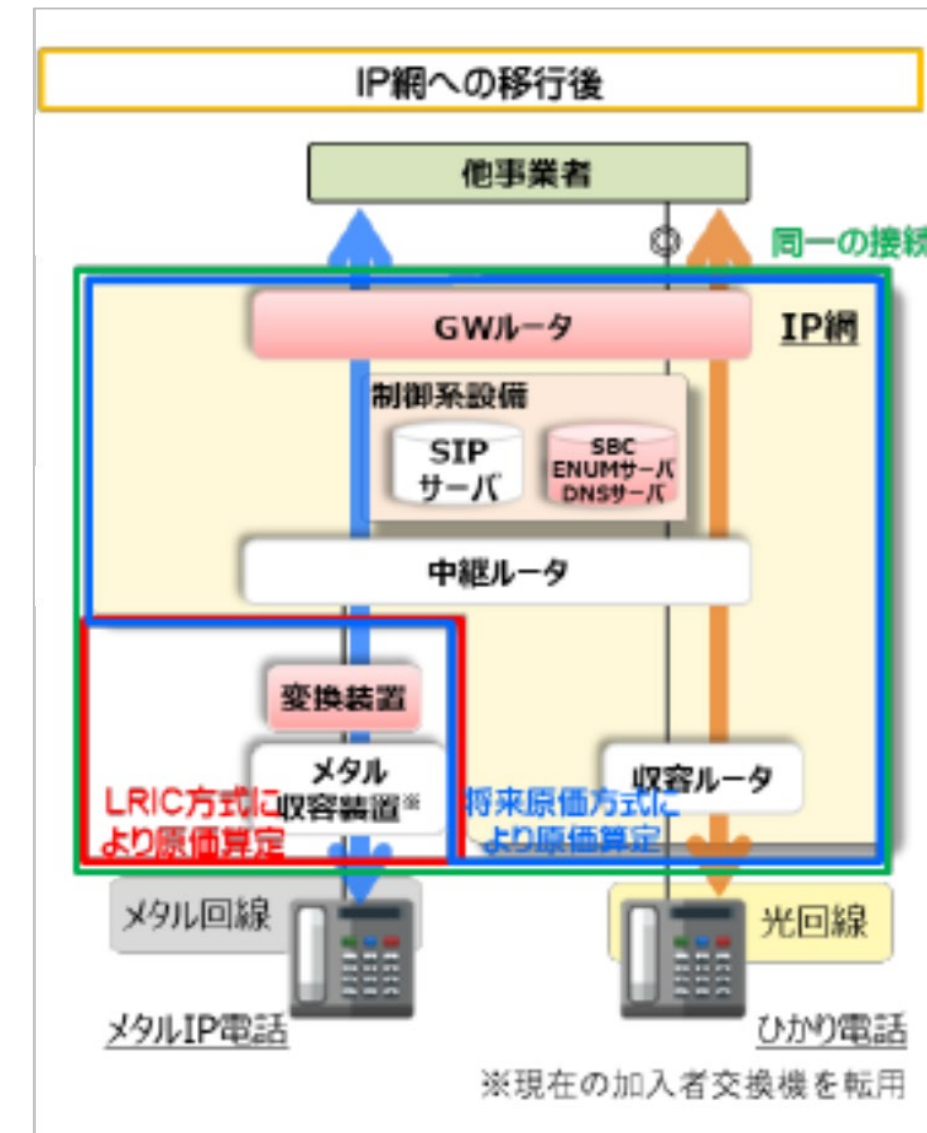
# 1. 当社における事業者間交渉の実態

## 実態③：ベンチマーク方式のモデル特定が困難

- 参照するモデルとしてPSTN-LRIC、IP-LRIC、NTT東西ひかり電話接続料（認可料金）があるが、何を以て近似とするか判断材料もルールも無いため適切なベンチマークの判断・合意形成が難しい
- そもそも各社着信接続料についても、収入超過/支払超過の立場があり、接続料の収支状況によってベンチマークモデル設定の考え方も左右され、交渉難航

どのモデルが適切か??

設備構成、トラフィック規模、ユーザ数のどれを比較すべきか?



※IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方  
～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申より

# 1. 当社における事業者間交渉の実態

構成員限り

- 毎年様々な譲歩案を駆使して交渉を試み、**両社が受け入れ可能となる場合合意が成立**  
(毎年24社と交渉、合意後遡及精算実施)
- ✓ 算定根拠を開示いただいた非指定事業者はなし
- ✓ 移動体事業者3社（二種指定）との合意水準：7.54～9.35円/3分換算
- ✓ 固定系事業者20社との合意水準：  
1.41～8.91円/3分換算

## 2. 着信接続料交渉の問題点

- 望ましい事業者間協議のプロセスとして  
「双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」が求められているものの、  
実態として情報開示は困難であり、仮に部分的に情報開示を受けたとしても  
接続料水準の妥当性判断が困難 → **交渉難航**
- ベンチマーク方式の採用に際しても、近似モデルを特定するルールも無く、  
各社様々な考え方がある中で譲歩案を駆使して交渉を重ねた結果、複数の合意  
パターンが存在、遡及精算含め複雑な事業者間精算処理を実施  
→ **着信接続料の格差、交渉/精算稼働・精算システムコスト**

- ◆ 有効なルールの無い中での交渉を今後も継続していく場合、各社の音声接続料水準の格差が拡大、あるいは定着化する恐れがある
- ◆ 一部の事業者の音声接続料水準が高止まりすることにより、ユーザ料金の低廉化等を阻害する恐れがある



### 3. 着信接続料交渉ルールに関する提案

- ◆ IP接続移行は以下理由により、従来のルールや商慣習を見直す絶好の機会
  - ✓ 接続形態が2社間の直接接続となり、相互に着信接続料を負担し合う対称な関係性となる
  - ✓ 事業者間意識合わせの場合でも、接続ルールや精算等の簡素化・簡便化を志向し議論実施

#### ◆ 着信接続料交渉ルールに関する提案

一般呼（0AJ、0A0回線相互間の通話）に係る事業者同士の着信接続料は、ビル&キープ方式を原則とすることをルール化（ガイドライン/裁定方針等へ明記）

（ただし、双方が算定根拠に係る情報開示を行い、相手方の接続料水準について両社が合意した場合、合意した水準で精算することは可能）

- <ビル&キープ方式の導入により期待される効果>
- ✓ 事業者間の毎月の接続料精算、毎年の交渉/遡及精算に要する稼働や専門人材の維持確保及び精算システム等のコストが不要
  - ✓ サービスの原価がすべて自社でコントロール可能（自網コストのみ）となり、従来より柔軟なユーザ料金設定が可能

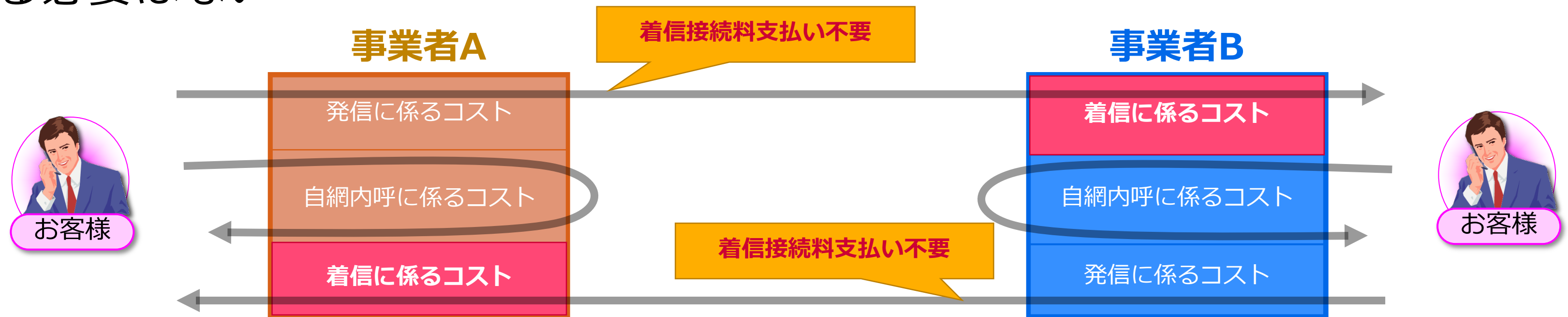
# 4. ビル&キープ方式導入時の懸念に対する考え

ビル&キープ方式を採用すると他社発自社着呼のコスト回収ができなくなる

ビル&キープ方式では、着信事業者は通話着信に係る費用を自社の利用者から回収するため電話利用者は新たに着信に係る費用も負担することとなり、例えば電話利用者に対して着信通話料が課されること等も想定される※1

※1：「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」最終答申(令和3年9月1日)

ビル&キープ方式は、理論上、相互の着信接続料を同等規模と見なし相互非請求とするものであり、相手事業者への支払が不要となる接続料が自社着信分のコスト回収原資にあたるとの考え。このため、必ずしも着信コストを利用者から回収する必要はない



# ヒアリング項目

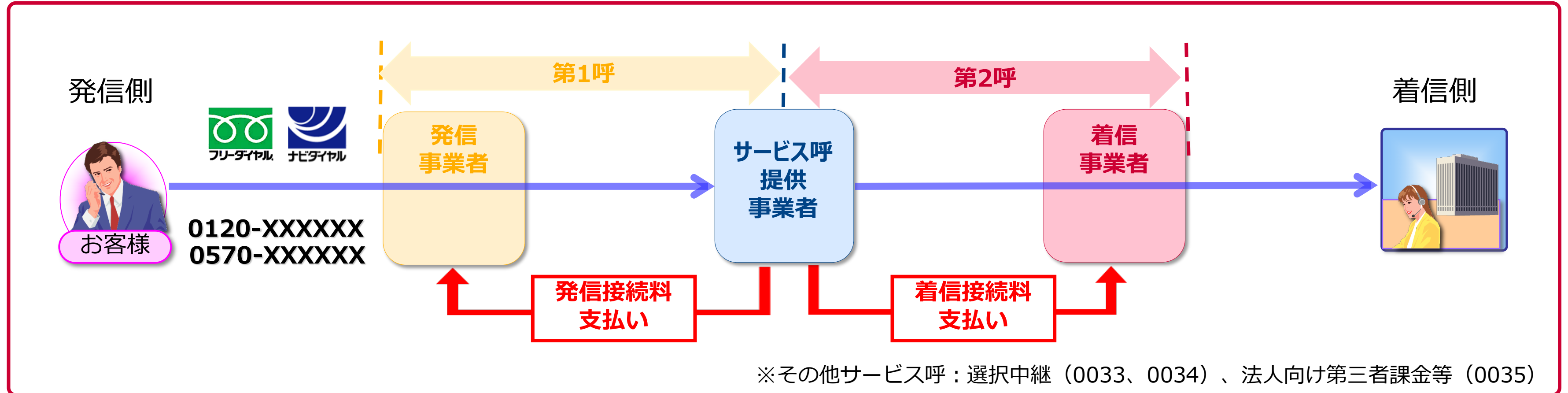
(1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

(2) その他音声接続料に関して見直すべき措置について

# 5. サービス呼に関する課題提起

- サービス呼（0AB0、00XY等の中継型サービス）について
  - ✓ 代表的なサービス呼である**フリーダイヤル・ナビダイヤル**は、公共的な用途（新型コロナ問合せ等）でも広く利用されており、当社としてもさらなる**高付加価値化、料金低廉化**等により**利用者利便向上**に取り組む予定
  - ✓ IP接続移行後のサービス呼の接続形態は、**第1呼**と**第2呼**を繋ぎ合わせる形態となっており、サービス呼提供事業者は、**発信側・着信側の両方の接続料支払い**が必要

例) フリーダイヤル・ナビダイヤルの接続形態と接続料支払いイメージ



## 5. サービス呼に関する課題提起

- ◆ 着信ボトルネック性により着信接続料を下げるインセンティブが働きにくい構造は、一般呼に限らずサービス呼（着信課金等）含め共通的課題と認識
- ◆ 加えて、サービス呼には以下の課題も存在
  - ✓ サービス呼は**発側・着側両方の接続料支払いが必要**となる形態となっており、一般呼以上に接続料水準の収支影響が大きい
  - ✓ 仮に、一般呼のみにビル&キープ方式を導入した場合、**サービス呼の接続料交渉・精算が残る**こととなり、前述の**交渉上の問題点の解消、精算関連コストの削減**ができない

ユーザ利便向上や低廉で使いやすい料金の実現のためにも、**サービス呼に対する発信・着信接続料の高騰を抑止するルール**についても御検討いただきたい

- ✓ 上記課題解決には、サービス呼もビル&キープ方式導入対象とすることが望ましい
- ✓ それが難しい場合には、発信・着信接続料高騰の抑止や事業者間交渉円滑化のために、例えば、非指定事業者が設定する接続料はNTT東西ひかり電話水準をベンチマークとすることを原則とする等が考えられる